

別紙3

応募にあたっての注意

- 生薬エキス・方剤エキスを作製または入手される場合、それに係る経費は配分された研究費に含まれるものとします。
- 生薬エキス・方剤エキスの作製にあたっては予め本研究所の研究統括者と十分に相談して決めてください。方剤エキスを作製する場合は、本研究所の推奨する作製法（[別紙5](#)）を参照ください。
- 作製または入手された生薬、生薬エキス、方剤エキスの一部は、本研究所の研究統括者を通して保管用及び化学的プロファイリング用として本研究所に提供されますので、予め了解願います。なお、化学的プロファイリングは本研究所化学系専門職員が担当することも可能ですのでご相談ください。
- 特許等の知的財産権が関わる可能性がありますので、データの公表については予め本研究所にご相談下さい。